

地方公務員の「定年引上げ」と ライフプランに与える「影響」

【図表1】定年の段階的引上げ

(令和5年4月1日施行・2年ごとに1歳ずつ引上げ)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
定年年齢	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
生年月日	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
S36.4.2~ 37.4.1	61歳 再任	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再							
S37.4.2~ 38.4.1	60歳	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
S38.4.2~ 39.4.1	59歳	60歳	61歳	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2~ 40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2~ 41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2~ 42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 暫再		
S42.4.2~ 43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
S43.4.2~ 44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

令和5年度末の年齢

※暫再は「暫定再任用」の略

地方公務員の定年引上げについては、各地方公共団体が条例で定めることとなっております。ここでは、総務省公務員部の通知等をもとにその概略を簡単に説明し、ライフプランに与える影響について考えてみます。

定年引上げの 開始時期と完了時期

定年引上げは、【図表1】のように令和5年度から段階的引上げが始まります。これにより、令和5年度末に60歳となる方（昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生）は、令和6年度末に61歳で退職することとなり、最終的には昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生の方が令和14年度末に65歳で退職し、以降65歳定年退職となります。

定年引上げに伴う 新たな制度

この定年引上げに伴い、60歳以降の働き方や給料等の支給について主に次のような制度が設けられます。

(1) 管理監督職務上限年齢制 (いわゆる役職定年制)

管理監督職（課長・部長クラス等）の方は、60歳の誕生日以降、次の4月1日まで間に管理監督職から外れ（異動し）、定年まで勤務することとなります。この結果、管理監督職の管理職手当がなくなり収入が

減少することとなります。

(2) 給与

60歳の誕生日以降の次の4月から、給料月額が7割となります。諸手当（含む期末勤勉手当）を含めた年収も、おおよそ7割になります（管理監督職の方は管理職手当がなくなる分、減少割合がもう少し大きくなります）。

(3) 退職手当

① 60歳以降、新たな定年までの間に退職した場合

退職手当は、60歳で定年退職した時の退職手当の額と比べて減少することはありません。

※退職手当の計算式が改正されたため、60歳までの勤続年数が35年未満の方が60歳以降に退職する場合、退職手当の金額が増えることとなります。一方、60歳までの勤続年数が35年以上の方は増額とはならず、これまでと同額となります。

② 60歳前に早期退職（応募認定退職）する場合
これまでと同様、一定の割り増し（一般職員の場合、1年につき3%）が設けられています。

一般財団法人地域社会
ライフプラン協会
業務部参事・
セミナー講師
鈴木 広三
[すずき・ひろみ]

ライフプランに与える影響と家計の見直し

定年引上げに伴うライフプラン上の大きな変化としては、「60歳以降の収入の減少」と「退職手当の支給時期が遅くなること」です。

(1) 60歳以降の収入の減少

50歳代になると収入もそれなりに大きくなり、55歳まで増加しますが、56歳〜60歳は一般的には収入はほぼ同じ金額（原則昇給

なし）となります。そして、今回の定年引上げにより、60歳で収入が7割に減少（管理職手当もなくなる）し、さらに65歳で退職した後は年金収入となります。

(2) 退職手当の支給時期の繰り延べ

退職手当の支給時期はご自身の定年退職の時ですので、定年引上げになると支給時期も繰り延べられ、最終的には65歳支給となります。

以上をまとめると、今後の収入の推移のイメージは【図表2】のようになります。

また、ざつくりとした金額ですが、【図表3】に収入の変化の一例を挙げてみます。

この例では、月額53万円（〜60歳）↓33万円（61〜65歳）↓25万円（65歳〜）、年収ベースでは約750万円（〜60歳）↓約530万円（61〜65歳）↓300万円（65歳〜）となり、60歳から5年後には年収が450万円程度減少し、65歳以降は月額25万円の年金で生活することになります。

これまでの60歳定年退職の場合は定年退職↓再任用となり、上記と同じくらい、あるいはそれ以上減収となっていました。この場合は60歳で退職手当が支給されていたので、あまり預貯金のない方でも退職手当を取り崩すことで急激な収入ダウンに対処できていました。

しかしながら、定年引上げの場合、支給時期が自身の新たな定年年齢まで繰り延べ

られるため、預貯金がないと取り崩す財源がありません。このようなことから、生活水準の見直しが急務となってきます。

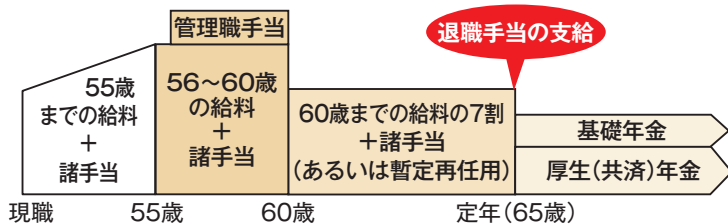
長期視点で考えた場合、50歳代は収入が増え、子どもも就職・独立する時期となり、それなりに余裕資金ができますので、多少贅沢な暮らしぶりも可能な状況となります。しかしながら、60歳の収入ダウンと65歳からの年金収入を考えると、最終的には65歳からの年金収入を基準とした生活水準を意識することが重要です。このため、単発的なイベントは別として、50歳代で余裕のできた生活費に連動させて生活水準を引き上げることが自重し、ほどほどの生活水準を保ち、65歳から年金収入で暮らしていくことが望ましいといえます。

また、60歳定年の場合は、退職手当を還暦のお祝い等として夫婦での豪華な海外旅行や新車の購入、リフォーム費用等に充て、計画通りのライフイベントが実行できましたが、定年引上げで退職手当の支給が繰り延べされることにより、十分な預貯金がないと当初計画通りに実行できなくなる可能性が出てきますので、今一度ライフプランの検証をお願いします。

(3) 住宅ローンの留意点

特にご注意くださいなのは、住宅ローンを60歳以降も支払う設定としている方

【図表2】 今後の収入推移のイメージ

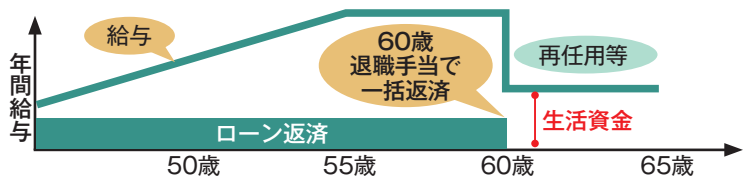


【図表3】 収入の変化の一例

60歳以前の収入 (月額)	61歳〜65歳の 収入7割に減収 (月額)	65歳〜の収入 年金(月額) (配偶者は基礎年金 のみの場合)
給料 40万円 諸手当 8万円 管理職手当 5万円 合計 53万円	給料 28万円 諸手当 5.6万円 管理職手当 0万円 合計 33.6万円 (60歳時との差 約▲20万円)	〈本人〉 基礎年金 6.5万円 厚生年金 12万円 〈配偶者〉 基礎年金 6.5万円 合計 25万円 (60歳時との差 ▲28万円)

【図表4】住宅ローンの支払いイメージ

① 60歳で定年退職の場合



② 65歳に定年引上げとなった場合



です。【図表4】のように、退職手当による一括返済が60歳でできなくなり、7割に減少した収入で住宅ローンを支払い続けることとなり、生活費がより圧迫されます。

(4) 生活費の見直し

生活費の見直しについては、収入の変化の例で確認のとおり、かなり大きな収入の減少になりますので、思い切った見直しが必要となります。

大きな効果が期待できるのは、生命保険料、通信費、電気・ガス等の光熱費、住宅

ローンの借換え・繰上返済、家計簿等の記入による無駄な支出の発見と整理などが考えられます。当協会のホームページで協会情報誌「ALPS」の記事をお読みいただくことができますので、ぜひ参考にしてください（お薦めの記事「150号・生命保険の見直し」「147号・148号・家計を見直すヒント」「136号・通信費の節約のヒント」「133号・いかにラクに節約するか」等）。

(5) 退職手当にかかる税金

定年引上げのメリットとして、退職までの勤続年数が長くなることから退職所得控除額が大きくなり、退職手当にかかる税金がこれまでよりも少なくなります（退職金額次第ですが、税金がかからない方が多くなると思われます）。

例えば、60歳時で勤続38年の方は定年が65歳に引上げられることで勤続年数が43年に延び、退職手当2410万円まで税金がかからなくなります【図表5】。

(6) i Deeco (イデコ) の給付金受取時の影響

最近加入者が増加しているi Deeco (イデコ) ですが、勤続年数が長くなることにより退職所得控除額が増えるので、退職手当で退職所得控除額を限度額まで利用してもなお残枠があれば、i Deeco の給付金受取非課税枠として活用できます。

【図表5】退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
1年	80万円	11年	440万円	21年	870万円	31年	1,570万円	41年	2,270万円
2	80	12	480	22	940	32	1,640	42	2,340
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710	43	2,410
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780	44	2,480
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850	45	2,550
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920	46	2,620
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990	47	2,690
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060	48	2,760
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130	49	2,830
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200	50	2,900

(7) その他

定年引上げにより60歳以降も共済組合員の資格はそのまま継続されるので、共済制度や福利厚生制度はこれまで通り利用できます。

詳細は、当協会発行『地方公務員のための50歳代からのライフプランガイドブック』を、ぜひご覧いただきたいと思えます。